

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和六年二月二十二日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県土地改良事業負担金等徴収条例（昭和三十三年岐阜県条例第四号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

21 国営西濃用水第三期土地改良事業に係る負担金に限り、第三条の規定の適用については、同条第一項第一号中「百分の五十」とあるのは、「百分の二百九（耐震化対策に係る事業にあつては、百分の一）」とする。

附 則

この条例は、令和六年四月一日から施行する。

提 案 説 明

国営西濃用水第三期土地改良事業に係る負担金の額の特例を定めるため、この条例を定めようとする。

